

1 養育費確保の現状

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、34.0%となっている。それ以外の世帯において養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く（48.0%）、次いで「相手と関わりたくない」が20.6%、「取決め交渉をしたが、まとまらなかった」が9.8%などとなっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が17.7%、受けたことがある者が15.4%、受けたことがない者が66.8%となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額44,660円である（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年））。

このように、養育費の確保は必ずしも十分に進んでいない状況にあるが、母子家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、養育費の確保は重要である。

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正（平成15年4月1日施行）においても、養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親も養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定されたところである。

2 養育費の手引きの作成等

離婚する父母等が養育費の取決めをするためには、いわゆる「養育費の額の相場」を知っておくことが重要であるが、これまで、そのような相場を平易にまとめたものはなかった。このため、司法関係者が簡易迅速な養育費の算定方法を公表したことを受けて、これを母子家庭に対する相談業務等において活かすべく、平成15（2003）年3月に各地方公共団体に対し通知を發出して周知を図った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、平成16（2004）年3月には、上記養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等において活用されるよう各地方公共団体等に配布したところである。

さらに、離婚届時等における養育費取り決めの促進策として、平成17（2005）年8月には、離婚する時などを捉えて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取り決め書の作成を促すことが有効と考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成し、市町村へ配付したところである（図表4-3-1）。

図表4-3-1

養育費の取り決めをしましょう

養育費の支払いは
親としての当然の義務です

●養育費の支払いは親としての当然の義務です

(民法第766条、第877条・母子及び寡婦福祉法第5条 下欄参照)

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることになりませんが、親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

●養育費の取決めの内容は書面で・・・

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについてできるだけ具体的に明確に記載した上、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。



●民法（民法第四編第五編）（明治29年法律第89号）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。

協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

●母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

厚生労働省

【養育費に関する取決めの参考例】

子の養育費に関する取決め

父_____（以下、甲という。）、母_____（以下、乙という。）は、
甲乙間の子_____（以下、丙という。）の養育に関して次のとおり取り決める。

第1条 甲と乙は、丙の親権者を乙と定める。

第2条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成____年____月から、丙が満20歳に達
する月までの間、毎月末日までに、月額金_____円を、下記銀行口座に振
込み送金する方法により支払う。

但し、上記の金額については、物価の変動その他事情に変更が生じたときは、
別途協議して定める。

_____銀行_____支店

普通・当座預金口座

番 号_____

口座名義人_____

年 月 日

住 所

氏 名_____ 印

住 所

氏 名_____ 印

(注) この様式は、養育費を取り決める際の参考として掲載しており、それぞれの事情に
応じてその内容を適宜変更する必要があります。養育費の取決めに関してご不明な
点等ございましたら、お近くの母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所等
にご相談ください。

3 民事執行法の改正

養育費確保の手続的な負担軽減の観点から、民事執行法の改正が行われ、平成16（2004）年4月1日より、養育費など扶養義務等に基づく定期的な債権について、相手方が期限の到来した分の養育費を支払わない場合において、その給料や賃料等を差し押さえるときには、将来の分についてもまとめて強制執行の手続をとることができるようになっている。

また、養育費の履行確保の観点から、民事執行法の改正が行われ、平成17（2005）年4月1日より、養育費等の金銭債権についての強制執行について、従来から認められていた直接強制の方法（相手方の財産を換価して支払を受ける方法）のほか、新たに間接強制の方法（相手方が履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう命じて、履行を心理的に強制する方法）によって行うことができるようになっている。

4 母子福祉資金貸付金の貸付け

母子家庭の児童についての養育費の確保を促進する観点から、母子福祉資金貸付金の1つである生活資金の貸付けの運用を見直し、平成15（2003）年4月1日より、養育費の確保に係る裁判に要する費用について、123万6千円を限度として生活資金を一括して借り受けることができるようになっている。

5 地方公共団体における相談

各地方公共団体において、母子自立支援員等が母子家庭に対し養育費に関する相談に応じているほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費等の法律相談を行っている。

コラム5

～NPO法人Winkの離婚後の親子関係修復のための啓発事業～

NPO法人Winkは「子どもの健全育成と大人世代の責任の全う」を理念に離婚後の親子関係修復のための啓発事業として、養育費と面接交渉をめぐる問題に取り組んでいる。

平成15(2003)年より10年計画でスタートした「養育費と面接交渉を子どもの権利として親が守っていこう!」という啓発活動であり、平成17(2005)年度は子育て支援基金の助成を受けて3つの事業を行った。

1つ目は、毎年継続的に開催している「4月19日よういくひの日・キャンペーンイベント・パパに聞きたいこと」であり、離婚後の親子関係をめぐる諸問題を当事者のみならず社会に周知させていこうという趣旨のイベントである。当日会場では、「親としての責任」をテーマに出演者のトークディスカッションや当事者からの積極的な発言もあり、非常に内容の濃いイベントとなった。

2つ目は、法律支援ネットワーク構築会議である。民事執行法改正から養育費の支払いがどうか変わったかなど、当事者からの意見をインターネット上で募集し、今後の支援に必要とされることを専門家委員会を結成して検証し、報告書にまとめた。民事執行法の改正から2年、法律制度は使いやすくなったとはいえ、法律はあくまでも手段でしかなく、問題の解決やサポートにはまだまだ考えていかななくてはならないことが多くあることを実感した。

3つ目は、これまで団体で行ってきた養育費と面接交渉の当事者アンケートをまとめたものを書籍化し、「離婚後の親子関係サポートマニュアル」を作成した。完成した書籍は都道府県福祉窓口及び男女共同参画センター、弁護士等の支援者、家庭裁判所調停委員会等に全2000部を配布した。当事者からの生の声を反映し、支援する人の心得や直接強制と間接強制の手続の説明等を情報として含む支援者のためのガイドブックになっている。

離婚後の親子関係に関する諸問題は、法律や制度だけでは変えられない心理的な問題が大きいと感じている。子ども達が離れている親に愛されているという証を感じて、離婚後も健全に育成されていくために子どもの権利として守る活動を今後も力を入れて推進していくこととしている。